

[事案 26-26] 入院給付金支払請求

・平成 27 年 5 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

急性腰痛症による入院が、約款で定める「入院」に該当することを理由として、既払分を除く災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、急性腰痛症による平成 25 年 10 月 23 日から同年 12 月 24 日までの入院（63 日間）について、既払分（同年 10 月 23 日から同月 29 日までの入院にかかるもの）を除く災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) X線検査を行った平成 25 年 10 月 29 日には、普通に立っていられる状態ではなかった。同年 12 月 4 日までは、歩行器なしでは歩けない状態であった。
- (2) 保険会社所定の入院証明書の「経過」欄には、「歩行器でなんとか歩けるようになった。」との記載がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることができない。

- (1) 申立人の病状は、平成 25 年 10 月 29 日の時点で、いつ退院しても問題ない程度にまで改善しており、同日の X線検査の結果も、異常所見なしというものであった。
- (2) 同月 30 日以降、入院を長期化させるような病状悪化等は認められない。
- (3) 入院期間中に行われた治療やリハビリの内容は、外来通院でも可能なものといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、看護記録を含む）にもとづき審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。
- (3) 医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を入手し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、10 月 30 日以降の「入院」該当性を否定する保険会社の主張が不当であるとまではいえないが、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。